

## 理事会・監事会だより

### 理事会

2021年11月11日(木)  
理事 21名中20名出席  
監事 5名中5名出席

### 議決事項

第1号議案 役員推薦委員会の設置と委員選任の件

### 報告事項

- ① コープデリ連合会財務目標と財務強化計画の件
- ② 新型コロナウイルスの動向と「いばらきコープ」の対応XXI
- ③ コープデリ藤代センター移転の方向性について
- ④ 奨学金制度に関する進捗報告
- ⑤ 「いばらきコープ」設立50周年記念事業 関連報告
- ⑥ 「CO・OP生協納豆」「CO・OP」だわり納豆(ひよこ)の包材表示の変更について
- ⑦ 11月ブロック別総代会議関連資料
- ⑧ 2021年度のブロック委員委嘱(追加)について
- ⑨ ほぺたんカード利用規程の改定について
- ⑩ 2021年秋闘要求書に対する回答のスタンスについて

## 第6回監事会

2021年11月11日(木)  
監事 5名中5名出席

### 主な協議・報告事項

1. 第6回理事会の振り返りを行い、共有化を図りました。
2. 2021年度監事監査活動中間まとめについて協議し、確認しました。
3. 前回第5回監事会以降の監査活動、藤代センター、参加とネットワーク協議会の監査調査に基づいて報告し、情報の共有化を図りました。
4. 10月度の藤代センターの定型内部監査結果について報告を受け、さらに、常陸太田センターのフォローアップ監査結果報告も受け、共有化を図りました。

### 監査法人からの期中監査結果報告

監査法人より期中監査の実施状況、前期の気付き事項に対する対応状況、今年度の期中監査における気付き事項について報告を受け意見交換を行いました。

### 私たちの生協の現況 (2021年11月20日現在)

組合員数	386,272人
総事業高	290.1億円 (予算比104.5%)
11月度供給高	
コープデリ宅配	31.0億円 (予算比110.0%)
店舗	4.3億円 (予算比98.4%)
経常剰余	11.8億円
出資金総額	136.0億円

## INFORMATION (茨城県からのお知らせ)

インフォメーション



茨城県

## 1月から3月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です!

茨城県消費生活センターでは、悪質商法による若者被害を未然に防止するため、1月から3月を「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間と定め、関東甲信越の都県・政令指定都市の消費生活センター、国民生活センター、県内市町村及び関係機関と協力して啓発活動を実施します。

### 2022年4月から「18歳で大人」になります!

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約ができる年齢と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。未成年者を保護するため、未成年者の契約には親の同意が必要とされ、親の同意を得ない契約は、原則、後から取り消すことができます。また、親は未成年者を監護、教育する義務を負います。成年に達すると、自分の意思で契約できるようになり、父母の親権に服さなくなります。

民法の改正により、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。これにより、18歳から親の同意なく一人で契約できるほか、公認会計士などの国家資格を取得できるようになります。また、結婚

できる最低年齢は男女とも18歳に統一されます。ただし、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなど、年齢制限が20歳のまま変わらないものもあります。

18歳・19歳の方は、例えば、クレジットカードを作成する、ローンを組んで車を購入する、アパートを借りるなどの様々な消費者契約を結ぶことが親の同意を得ずにできるようになります。一方で、法律の保護が無くなったばかりの若者が、消費者トラブルに巻き込まれることも懸念されます。安心して豊かな消費生活を送るためには、消費のしくみや消費者の権利と責任について、しっかり理解しておくことが大切です。また、困ったときは一人で悩まず、家族や消費生活センターなどへ相談しましょう。

## 〈消費者ホットライン〉 ☎188(いやや!)へ!

お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

茨城県消費生活センターホームページは ⇒  検索



不安に  
思ったら  
ご相談を

